

森林湖沼環境税 が導入されました

県では、筑波山周辺の森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川の豊かな自然環境を守るために、4月から森林湖沼環境税を導入することになりました。この財源は、森林の保全整備や、湖沼などの水質保全などに使われます。



◎森林湖沼環境税の概要

課税方式	県民税の均等割額への超過課税(上乘せ)方式	
税率	個人	法人
	個人県民税均等割(現行：年1000円)に、年額1000円を上乘せ ※次の方は課税されません。 ■生活保護法による生活扶助を受けている方 ■前年中の合計所得金額が、125万円以下の障害者・未成年・寡婦・寡夫の方 ■前年中の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の方	法人県民税均等割(現行：資本金に応じ年2～80万円の5段階)に、年額10%を上乘せ 【資本金等の額】 【年税率】 50億円超……………8万円 10億円超50億円以下……………5万4000円 1億円超10億円以下……………1万3000円 1000万円超1億円以下……………5000円 1000万円以下……………2000円
課税期間	平成20年度から5年間	
税収見込	おおむね年16億円(次の事業を行うため、5年間で約80億円の事業費が必要になります)	

I 森林の保全整備 …………… 必要な事業費：年間8億円

(1) 間伐により荒廃した森林の保全・整備を推進します
約4億円

(2) 身近な緑の保全・整備を推進します
約2億円

(3) いばらき木づかい運動(県産材の利活用促進)を進めます
約1億円

(4) 森林環境教育などを通じ県民意識の醸成を図ります
約1億円

II 霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川の水質保全 …………… 必要な事業費：年間8億円

(1) 生活排水などの汚濁負荷量の削減(点源対策)を推進します
約4億円

(2) 農地や市街地からの流出水への新たな面対策(面源対策)を推進します
約3億5000万円

(3) 県民参加による水質保全活動を促進するとともに、県民意識の醸成を図ります
約5000万円

1年間の事業費約16億円 この事業を5年間行います。全体事業費は約80億円必要になります。

税のしくみに関すること 問 県税務課 (☎029-301-2418)	税の使いみちに関すること(森林) 問 県林政課 (☎029-301-4021)	税の使いみちに関すること(湖沼) 問 県環境対策課 (☎029-301-2968)
--	---	---

専用ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/zeimu/shinzei>